

墨田区基本計画策定方針

1 墨田区基本計画

墨田区基本計画（以下、「現基本計画」という。）は、平成17年11月に策定した「墨田区基本構想」に描かれた「～水と歴史のハーモニー～ 人が輝く いきいき すみだ」というまちづくりの基本理念や5つの目標ごとに描かれた将来の姿を区民、事業者、区等との協働によって実現するため、本区における最上位の総合計画として平成18年12月に策定、平成23年12月に改定し、現在に至っている。

2 新基本計画の策定

現基本計画は、平成27年度で計画期間を終えることから、次の視点を踏まえて新たな基本計画を策定する。

- (1) 現基本計画に掲げた事業の成果や人口推計値、さらに予測される社会潮流等を的確に捉え、本区の今後の10年を見据えたまちづくりと区政推進のあるべき姿を示す。
- (2) 施策体系について、新たな政策・施策の方向性に基づき再構築を行うとともに、これまで積み上げてきた行政評価制度による施策の成果や目標値の達成状況等を検証し、新たな数値目標の設定や効果的・効率的な行政施策の選択を行う。
- (3) 公共施設整備の基本的考え方について、本年度策定する「公共施設等総合管理計画」の内容を踏まえ、施設整備のためのエリア設定の考え方や施設の再編等について再構築する。また、区の主要課題の解決を図るため、学校統廃合跡地や大規模都有地等の未利用地の活用方針を示す。
- (4) 「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)に基づき策定する「(仮称)墨田区人口ビジョン」及び「(仮称)墨田区総合戦略」と連動させた計画とする。
- (5) 特に、計画期間の前半は、2020年(平成32年)東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた都市環境の整備等が加速すること、また「(仮称)墨田区総合戦略」の取組期間(平成31年度まで)となることから、これらの施策に重点的に取り組む計画とする。

3 新基本計画の性格(位置付け)

新基本計画は、区政の説明責任を果たすとともに、区民にわかりやすい計画とするため、次の性格を持つものとする。

- (1) 協治(ガバナンス)を区の基本理念とした基本計画
- (2) 行政評価システム(施策の達成を測る指標)を組み込んだ基本計画
- (3) 公共施設マネジメントを踏まえ今後の公共施設の整備・配置・管理の考え方を示した基本計画
- (4) リーディングプロジェクトを掲げた基本計画
- (5) 「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「(仮称)墨田区総合戦略」の内容を取り込んだ基本計画

4 新基本計画の期間

新基本計画は、基本構想に基づいて策定するものであり、その計画期間は現基本計画終了後の平成28年度を初年度とし、基本構想期間が終了する平成37年度までの10年間とする。このうち、平成28年度から平成32年度までを前期、平成33年度から平成37年度までを後期として区分し、前期終了時点で見直しを行うものとする。

5 新基本計画の体系

新基本計画の体系については、基本構想に定める5つの将来像に基づき、地方分権の進捗や都区のあり方検討による役割分担の見直し等による新たな行政需要も見据えたうえで、現基本計画の施策体系を再構築する。

6 区民等の参加

新基本計画の策定に当たっては、協治(ガバナンス)を推進する観点から、区民や区内事業者等との対話、コミュニケーションを大切にしていくことを基本として、次の取組を行う。

(1) 区民アンケート調査及びパブリックコメントの実施

区民を対象として、生活実態や区の取組に対する満足度等に関するアンケート調査を実施し、その結果について分析を行うとともに、施策の立案や目標値等の設定・見直しに活用する。また、計画素案については、その策定段階で広く公表するとともに、パブリックコメントを実施する。

(2) 区民ワークショップの実施

多様で広範な区民各層の参加によるワークショップを実施し、区のまちづくりや施策の方向性等について、意見を収集する。

(3) その他

さまざまな機会をとらえ、多くの区民や区内事業者等の意見を収集し、計画の策定に活かす。

7 新基本計画の策定体制

新基本計画の策定にあたり、全庁を挙げて取り組むための組織を設置するとともに、専門的な見地から意見を収集する場を設ける。

(1) 基本計画庁内策定委員会

区長、副区長、教育長、部長級職員を構成員とし、計画の内容について検討し、計画案を策定する。

なお、この組織の下に、主要施策を担当する課長級職員で構成する「幹事会」、各分野における個別事業計画を検討する「専門部会」を設置するとともに、公募等による若手職員のワーキンググループを設置する。

(2) 有識者懇談会

学識経験者、民間の有識者等で構成する懇談の場を設置し、専門的・総合的な立場から計画(「(仮称)墨田区総合戦略」を含む)に関する意見・助言を聴取する。

8 新基本計画の策定スケジュール

平成27年度に素案を作成し、平成28年6月を目途に計画を策定する。
スケジュールは別紙のとおり。